

第一章 総則

〔趣旨〕

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第三十九条第一項の規定による災害危険区域の指定、同条第二項の規定による建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限、法第四十条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、法第四十三条第二項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加、法第五十六条の二第一項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域、平均地盤面からの高さ及び号の指定並びに法第六十八条の九の規定による建築物又はその敷地と道路との関係及び日影による中高層の建築物の高さの制限並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第三十条第一項の規定による建築物の指定について定めるものとする。

〔解説〕

この条例は、法第三十九条第一項（災害危険区域の指定）、同条第二項（災害危険区域内の建築に関する制限）、第四十条（地方公共団体の条例による制限の付加）、第四十三条第二項（敷地等と道路との関係）及び第五十六条の二第一項（日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域、平均地盤面からの高さ及び号の指定）、第六十八条の九（都市計画区域外における建築物に係る制限）並びに政令第三十条第一項（特殊建築物の便所の構造）の委任によって定めたもので、ここで条例の法的根拠を示すとともに災害危険区域の指定及び当該区域内の建築物の建築に關し安全上必要な制限、建築物の敷地又は建築設備に關して安全上、防火上又は衛生上必要な制限の付加、建築物の敷地等と道路との関係について避難又は通行の安全上の必要な制限の付加、日影による中高層の建築物の高さの制限を加えることとし、そのほか特殊建築物等多数の人が使用する便所及び公衆便所について伝染病のまん延防止等の見地からその構造について制限を定めたものである。

（用語の定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法及び政令の例による。

〔解説〕

本条は、この条例で用いる用語の定義について定めたものである。即ちこの条例では法及び政令で定めている用語の意義をそのまま用いることとしたものである。

（適用区域）

第三条 第五条、第七条、第八条、第十一条、第十四条、第二十三条、第四十四条及び第四十六条の二の規定は、都市計画区域内に限り、適用する。

〔解説〕

一 本条は、都市計画区域内に適用される条項を定めたものである。

二 法第四十三条第二項（敷地と道路との関係）及び法第五十六条の二第一項（日影による中高層の建築物の高さの制限）は、法第四十一条の二（適用区域）の規定により都市計画区域内に適用することとしているため、この委任を受けて定められた第五条（大規模な建築物の敷地と道路との関係）、第七条（特殊建築物の敷地と道路との関係）、第八条（学校、体育館、病院、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の敷地と道路との関係）、第十四条（興行場等の敷地と道路との関係）、第二十三条（物品販売業を営む店舗等の敷地と道路との関係）、第四十四条（車庫等の敷地と道路との関係）及び第四十六条の二（日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域、平均地盤面からの高さ及び号の指定）の規定は、都市計画区域内にのみ適用され、都市計画区域外には適用されないこととなっている。なお、第十一条（便所の構造）の規定についても都市計画区域内に限り適用することとしている。